

# 福島原発事故賠償訴訟における「損害論」

吉 村 良 一\*

## 目 次

1. 未曾有の福島原発事故被害
2. 福島原発事故賠償における被侵害権利・法益
3. ふるさと喪失損害

## 1. 未曾有の福島原発事故被害

2011年3月に東日本大震災に伴って発生した福島第一原発の事故による避難者は、福島県調べでは約16万人に上っている。山本薫子（敬称・肩書等略。以下同じ）によれば<sup>1)</sup>、避難区域再編後の2013年時点での避難者数は、「避難指示区域」からの避難者が約8.1万人（うち、「避難指示解除準備区域」が41%、「居住制限区域」が29%、「帰還困難区域」が31%）、「旧緊急時避難準備区域」からの避難者が約2.1万人、その他の避難者が約4.4万人となっている。さらに見落としてはならないのは、福島県内外で比較的放射線量が高いとされる地域に留まった者も、口にするものや外出先に気を使い、子どもをなるべく屋外に出さないようにするなど、生活を平常に過ごせなかった者が多数存在するという点である。事故による地域社会が破壊され、あるいは、変容を余儀なくされるという事態も広範囲で生じている。

この事故による被害に対する補償（賠償）に関しては、2011年4月に設

---

\* よしむら・りょういち 立命館大学名誉教授

1) 山本薫子「『原発避難』をめぐる問題の諸相と課題」（長谷川公一・山本薫子編『原発震災と避難』（有斐閣、2017年）所収）64頁以下。

置された、原子力損害賠償法第18条に基づく「原子力損害賠償紛争審査会」(以下、原賠審)の取り組み(2011年8月5日に「中間指針」策定、その後、第5次にわたる追補の策定)、原子力損害賠償紛争解決センター(原発ADR)の取り組み、そして、福島原発被害弁護団(通称「浜通り弁護団」)による2012年12月の福島原発避難者訴訟の提起以降の数多くの集団訴訟等、様々な形で行われてきた。

そして、これらの動きの中では、「損害論」、すなわち、発生した被害をどうとらえるか(どのような権利ないし法益が侵害されたのか)、生じた損害をどう金銭に評価するかといった点が大きな争点となり、様々の新しい考え方が登場した。事故から15年が経過した今の段階で、あらためて、本件において侵害されたのは住民のどのような権利・法益か(=被侵害権利・法益論)、それに対する賠償はどうあるべきか(損害賠償額の算定論)、登場した新しい考え方を従前の損害賠償法論の中にどう位置づけるかといった点を整理する必要がある<sup>2)</sup>。

## 2. 福島原発事故賠償における被侵害権利・法益

### (1) 事故当初における被害の特質に関する議論

事故直後から、本件被害の特質に関する様々な指摘がなされた。日弁連は、事故後、対策本部を立ち上げ、その中に原子力PTを作ったが、そのPTが中心となって2011年9月に公刊した『原子力事故・損害賠償マニュ

---

2) 筆者は、後述するような新しい考え方(「包括的生活利益としての平穏生活権」や「ふるさと喪失損害」等)を生み出してきた福島原発事故賠償問題研究会(原賠研。2013年12月に日本環境会議(代表:寺西俊一)のもとに組織された研究会。この研究会では、研究者(法律研究者だけではなく経済学や社会学等の他の分野の研究者を含む)と実務家(弁護士)が様々の議論をたたかわせて認識を深め、その成果は、まず、法律時報誌の2014年4月号から2015年3月号の連載として、さらには、『福島原発事故賠償の研究』(2015年)、『原発事故被害回復の法と政策』(2018年)という2冊の書物(いずれも日本評論社刊)として公表されていった)の代表として、議論の渦中に身を置いてきた。したがって、このような理論的整理は筆者自身の課題でもある。

アル』(日本加除出版)は、事故被害の特徴として、①被害者の立場の非交替性、②被害の回避困難性、③被害の広範性(大規模性、全面性)、④加害行為の利潤性、⑤加害行為の継続性、⑥被害の予測不可能性を挙げている(同書1頁以下)。また、同書は、「本件事故の被害はコミュニティを破壊し、さらに生活・労働生産の基盤を根こそぎ奪うものであった。このような困難な状態に陥った被害者は何万人にもなる。このような事態にあって、個別積み上げ方式は損害の実情に合わない場合があるのみならず、被害者に細かな主張立証を求めることは著しい困難を強いることにもなりかねない」とし、「場合によっては、包括・一律請求が検討されるべきであろう」としていた(同書9頁)。

また、日弁連PTのメンバーでもあった小島延夫は、本件事故被害の特質として、①類例のない被害規模の大きさ、②被害の継続性・長期化、③暮らしの根底からの全面的破壊、④被害の不可予測性の4点をあげ、「休業補償や諸費用の損害といった個々の損害についての賠償以外に、コミュニティ・農地漁場・事業所の喪失そのものを損害として把握し、それを賠償することによって、別のコミュニティを含む生活の場を再建することや事業所を再建することを可能とする損害賠償が必要となる」と述べている<sup>3)</sup>。

2012年4月には、地元福島で、この問題に関心を持つ研究者・実務家・住民運動等の関係者が一堂に会した「原発と人権」全国研究・交流集会在が開かれた<sup>4)</sup>が、その分科会で浜通り弁護士団の米倉勉が、損害の全体像として、以下のような指摘を行っている<sup>5)</sup>。①放射線被ばくそのもの、②被ばくを避けるための避難による被害(避難生活の身体的負荷、避難生活の精神的苦痛、仮設住宅等での生活にともなう被害、長期化する避難生活による被害)、③地

---

3) 小島延夫「福島第一原子力発電所事故による被害とその法律問題」法律時報83巻9・10号(2011年)55頁以下。

4) その概要は、法と民主主義471号(2012年)の特集参照。

5) その要点は、米倉勉「『福島原発避難者訴訟』の損害評価と請求方法」和田真一他編『現代市民社会における法の役割』(日本評論社、2020年)95頁以下参照。

域社会を破壊され生活の地を奪われたことによる被害（ふるさとの喪失、事業と生計の断絶、生活の潤いの喪失、寺社・地域文化とのつながりの切断）。

米倉は後に、「これは、事故発生後わずか1年の時期における理解と整理であり、十分なものとは言えないが、多くの被害者が訴えるところから、被害の全体像が見えつつあった。すなわち、本件事故において原告らが受けた被害は、広範な被害地域の全住民が長期に及ぶ避難を強いられることにより、『地域』ないし『地域社会』を根底から破壊され、そこで積み重ねてきた人生と生活の全てを丸ごと奪われたことであった」とし、また、「多様な被害が相互に関連し合い、相乗的に影響を与えることによって一層深刻な被害構造を形成し、全人格的・全生活的な被害になっている」と述べている<sup>6)</sup>。

さらに、日弁連PTの委員であり、浜通り弁護士団や千葉訴訟弁護士団のメンバーであった秋元理匡は、2012年の論稿において、「極めて広範囲に、継続的に、生活・事業基盤を全面的に破壊するのが放射能被害の特徴である。このような特徴は、公害事件でも共通している。さらに、本件事故による被害については、被害の多様性を上げることができる」として、本件被害を公害被害と対比している。しかし、秋元は同時に、「ただし公害・薬害のように健康被害を軸にすえて損害を把握することでは足りないことに留意する必要がある」とする。そして、「被害救済のためには、被害実態に即して、被害者がどのような権利利益を侵害されたのかを考察するのが出発点になる」とし、居住の自由（憲法22条1項）や財産権（憲法29条）に対する重大な侵害であるのみならず、「人的活動の機会を奪われたものであるから、包括的人権としての幸福追求権（憲法13条）を侵害されたというべきである」と述べ、それらの被害に対する賠償としては「さしあたり」①生活費増加分等追加的費用、②休業損害・逸失利益・事業損害、③財物損害、この3つは包括することはせず、その余の損害を④精神的損害として包括す

---

6) 米倉・前掲注5) 96頁。

るという考え方を提示している<sup>7)</sup>。

事故後、被害調査を精力的に行っていた経済学の除本理史は、2012年2月に大島堅一との共著『原発事故の被害と補償』(大月書店)において、本件被害の特質について、以下のような整理を行っている(同書41頁以下)。福島原発の事故では、「地域社会がまるごと被害を受けるような状況が、面的に広がってしまっている」。このような事態はこれまでの公害事件ではほとんどなかったことであり、「ここまでくると、規模の違いだけとは言えない異質性をもっていると考えた方がよいかもしい」。除本は、このように、「公害被害と原発事故被害の「共通性と異質性の両方を見ておく必要がある」とする。そして、「原発事故によって地域を構成する諸要素が分断・解体され、住民がそれらの諸要素の間で理不尽な選択を迫られている」、「原発事故によって、それまで定住圏の中に一体となって存在していた『多面的な機能』——すなわち、『自然環境、経済的、文化(社会・政治)』などの諸要素がバラバラに解体されてしまい、住民は、そのうちどれをとるかというきわめて困難な選択に直面した」とする。

これらは、事故直後から様々な形で被害を調査した研究者、あるいは被害者らとかかわった実務家の指摘であり、重要かつ貴重なものである。その上で次に必要なことは、このような特質を持った被害をどのような権利・法益侵害としてとらえるかである。それでは、この点に関し、2012年以降提訴された訴訟においてどのような主張がなされ、裁判所がそれらをどう受けとめたか、さらに、学説はどのような権利・法益論を唱えたかを、以

---

7) 秋元理匡「原子力損害賠償 被害救済の試み」自由と正義2012年7月号23頁以下。秋元は、生じた被害を包括的にとらえつつ、公害訴訟等において採用されている包括請求方式ではなく個別的な損害項目による算定・請求を提唱している(ただし、その内容は、交通事故方式とは異なる。とくに、「その余の損害を精神的損害として包括する」点が異なる)。当初の段階で、(前述の日弁連PTの書物がそうであったように)本件被害の特質における公害被害との類似性から、公害における包括請求の有効性が指摘されていたが、その後、公害方式の単純な採用は本件では適切でないという意見が強くなっていった。この点を早い段階で自覚していたものとして、秋元の主張は注目すべきである。

下において検討してみよう。

なお、これに関連して、原賠審ではどのような議論が行われていたのかを見ておこう。本件のような未曾有の被害の賠償を考える場合、被害の特質をどうとらえるかといった被害論、損害総論が重要である。しかし、審査会の議論では、そのような議論がなされていない。むしろ、意識的に避けているのではないかとすら感じられる。その上で、議論がないまま交通事故方式が参照されている。中島肇委員は、その著書で、審査会の「準備作業」(これは誰がいつ行ったのか?)では公害・薬害方式も検討されたが、的確な先例とはならないとして、「膨大な判例の蓄積があり」「多くの損害項目の中から順次指針を抽出提示していく審査会の方式に適合しやすい」として交通事故方式を参考にした(と思われる)と述べている<sup>8)</sup>が、審査会の中で、両者が対比され自覚的に交通事故方式を参考するという議論がなされたわけではない。そして、総じて、「伝統的」な考え方で手堅くまとめようとしている<sup>9)</sup>。「本件事故が収束せず被害の拡大が見られる状況下、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものである」という性格から、当初の段階で、損害総論に関する議論は避けて、当面の指針を出すということはありうる手法だが、後に到るも、このような総論的議論はなされないままであった。

## (2) 訴訟における動き

2012年12月の原発事故避難者訴訟の提訴以来、多くの訴訟が提起された。

---

8) 中島肇『原発賠償 中間指針の考え方』(商事法務、2013年)48頁以下。

9) 当初の原賠審の審議においては、民法・損害賠償法の研究者である委員には、原発事故の特殊性から伝統的な理論では認められない無理な議論をしたとの評価を避けたいとのスタンスがあったように思われる。例えば、第24回の審査会で能見善久会長は、「損害賠償として説明できるかということが重要」と述べ、第25回で鎌田薫委員は、「ここでの指針は、損害賠償の一般法理に照らして説明できないことをそのときの勢いでやってしまったと事後的に評価されるのではやっぱりまずい」「政策的に損害賠償の範囲を決めてしまったというふうに言われるのは、この指針全体の信頼性もゆるがすことになる」と述べている。

そこでは、まず、被侵害権利・法益として平穏生活権侵害が主張された。例えば、2013年3月に提訴された「『生業を返せ、地域を返せ!』福島原発訴訟」(「生業訴訟」)の訴状は、「放射性物質によって汚染されていない環境において生活する権利」すなわち、「放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活をする権利」が侵害されたとしている。なお、平穏生活権は、これまで様々な場面で主張されてきたが、それには2つのものがあった。身体や健康に直結した(それが侵害された場合、身体や健康への侵害が生ずる可能性が高い)平穏生活権と、葬儀場によって平穏な生活が害されたといった主観的な感情等に関する利益が問題となる平穏生活権の2種類である<sup>10)</sup>。本件で問題となっている被害を平穏生活権で受け止めるとすれば、それは当然に、「身体や健康に直結した平穏生活権」と位置づけられる。なぜなら、放射線被ばくによる不安は健康被害への不安であり、また、そのような不安には客観的根拠があるからである。

このように、本件で問題となっているのは「身体や健康に直結した平穏生活権」と位置づけるとしても、しかし、それはなお、本件の被侵害権利・法益論としては不十分である。なぜならそこでは、あくまで「不安」が主要な問題とされているからである。もちろん、本件においては、放射線被ばくによる健康不安は重要な問題であるが、本件事故によって侵害された被害者の権利・法益はこれにとどまらない。そこで、避難によって生活の基礎を根こそぎ破壊された避難者らは、平穏生活権とは別に、「人間が生涯にわたって地域や人と関係を築き、蓄積し、人間らしい生活を続け、命を次世代につないでいくプロセスそのものを奪ったものであって、これを人格発達権と呼ぶことにする」といった主張を行った<sup>11)</sup>。

以上の権利・法益論は、いずれも本件事故被害の特質に迫る上で、適切

---

10) 平穏生活権の多様性とその意義については、拙著『市民法と不法行為法の理論』(日本評論社、2016年)273頁以下参照。

11) この考え方は、ハンセン病国賠訴訟判決(熊本地判平13・5・11判時1748・30)に示唆を得たものである。

かつ重要なものである。しかし、本件被害の多様性から見ると、なお部分的である。そこで次の段階で、原告らは、各訴訟で、「包括的生活利益としての平穩生活権(包括的平穩生活権)」を主張するようになる<sup>12)</sup>。

それでは、裁判所は、これらの主張を受けて、本件における被侵害権利・法益をどうとらえたのか。その要点を示せば以下の通りである<sup>13)</sup>。集団訴訟における最初の判決であった群馬訴訟一審判決(前橋地判平29・3・17判時2339・4)は、「本判決における被侵害利益は、平穩生活権であるが、この平穩生活権は、自己実現に向けた自己決定権を中核とした人格権」(下線は筆者による。以下同じ)であるとしている。首都圏訴訟一審判決(東京地判平30・3・16)は、本件被害は、「居住地決定権の侵害」と評価すべきものであると、原告らが主張する包括的生活利益としての平穩生活権等は、独立の法益侵害ではなく、「居住地決定権侵害」の評価において考慮すべきものだとする。

これらに対し、千葉訴訟一陣一審判決(千葉地判平29・9・22 LEX/DB25449077)は、「居住・移転の自由を侵害されるほか、生活の本拠及びその周辺の地域コミュニティにおける日常生活の中で人格を發展、形成しつつ、平穩な生活を送る利益を侵害されたということが出来る」とし、小高に生きる訴訟一審判決(東京地判平30・2・7 LEX/DB25549758)は、「従前属していた本件包括生活基盤において継続的かつ安定的に生活する利益を侵害されたものと解することが相当である。ここで本件包括生活基盤に関する利益は、人間の人格にかかわるものであるから、憲法13条に根拠を有する人格的利益であると解されるとする」としている。さらに、神奈川訴訟一審判決(横浜地判平31・2・20 LEX/DB25571003)判決は、被侵害利益を「平穩生活権」の

---

12) この「包括的平穩生活権」という考え方は、淡路剛久の提唱になるものであるが、淡路の議論については次節で改めて検討する。

13) これらの訴訟は、控訴審の段階では様々の事情から、これらの権利・法益侵害によって生じた損害のうち、精神的損害(慰謝料)に絞った主張に切り替えたものが多い。そこで、以下では、原告の請求が全面的であった一審段階の議論を中心に検討する。

侵害とした上で、平穩生活を構成する4つの要素（「自己の設定した居住地において、(ア)家族とともに暮らし、(イ)職場や学校等における活動を通じて自己の人格を發展させ、(ウ)友人、親戚等当該地域の住民との人的つながりを通じて相互に助け合いまたは自己の人格を發展させ、(エ)その他当該地域の自然環境や生活資源の恩恵を受けながら精神的に満ち足りた生活をおくるもの」）を挙げている。

次の課題は、このように把握された権利・法益侵害＝被害をどのようにして損害賠償額に算定するか（これは、被害者原告からすると、どのような請求を行うか（請求方式）という問題）である。集団訴訟では、一審段階では大別すると以下のような請求が行われていた。まず、慰謝料に絞った請求を行っている訴訟がある。例えば、群馬訴訟では、原告一律1000万円の慰謝料が請求されている。また、生業訴訟では、全員一律に月5万円の慰謝料と、40名の帰還困難区域からの避難者について、これに加えて、「生存と人格形成の基盤」の価値を失ったことによる「ふるさと喪失慰謝料」として2000万円が請求された。

これに対し、損害を項目化した上で、慰謝料以外に財産的損害の賠償をも請求していたものがある。例えば、千葉訴訟と浜通り弁護士団の避難者訴訟では、①避難慰謝料として月50万円、②ふるさと喪失慰謝料として2000万円、③居住用不動産等の財物損害の賠償が請求された。また、首都圏訴訟では、精神的損害に対する慰謝料（避難慰謝料とふるさと喪失・生活破壊慰謝料を区別しない）、避難実費、生活費増加分、休業損害が請求された。

### (3) 学 説

学説においても、原発事故被害を捉えるために当初は、平穩生活権概念が有用ではないかとする議論があった。そして、福島原発事故の場合は、放射線被ばくによる健康被害に対する不安が重要であったことから、平穩生活権概念を語るとすれば、後者の身体権に接続した平穩生活権概念が有用であるとされた。しかしこのような平穩生活権は、原発被害の全体をとらえる上では狭く、また健康不安に着目する点で、それとは相対的に切り離

された被害を十分にとらえ切れなかったといううらみがあった。そのことから、当時、筆者は以下のような議論を行っていた<sup>14)</sup>。われわれの生活は地域コミュニティの中において存在する。そして、このような生活諸条件に支えられてわれわれは生存(生物的な意味での生存と人間らしい生存)している。この生存が脅かされたとき、健康やさらには生命が危機にさらされる。今回の被害は、生活の基盤を奪い、それが生存の条件を脅かし、ひいては生命や健康被害につながっていくのである。本件被害は、「生活→生存→生命」の重層構造を持つ人々の生活が破壊されたものとして理解できよう。本件で問題となっている放射線被ばくに対する不安は平穩生活権侵害と位置付けることができるが、それは「身体や健康に直結した平穩生活権」であり、むしろ、前述の「生命・生存・生活」の被害の三層構造に位置づけるならば、生存に密接に関連した生活、あるいは生存そのものの侵害と位置づけるべきであり、「生存権」侵害と呼ぶべきかもしれない。

ほぼ同時期、淡路は、2013年6月に開催された日弁連主催シンポジウムにおいて、「実態として存在する被害をそのまま損害として把握する必要がある」「この点では、包括請求論の被害実態に対するアプローチが参考にされてよい」と述べている(淡路は、このような損害論を「実態的あるがまま損害論」と呼んだ)。さらに淡路は、2013年10月の論稿<sup>15)</sup>で、福島原発事故被害として、①放射線被ばくの恐怖感・深刻な危惧感、②避難所・仮設住宅等で避難生活を余儀なくされ、帰還できない間の精神的損害、③差額説による金銭評価ないし市場原理によったのでは回復できない財産的損害、④地域生活の破壊と喪失、⑤純粋な環境損害(生態的損害ないしエコロジカル損害)をあげる。そして淡路は、原賠研による法律時報誌の連載の最初の論文の中で、「本件原子力事故によって侵害された法益は、地域において平穩な日常生活をおくることができる生活利益そのものであることから、生存

---

14) 拙著「福島原発事故被害の救済」法律時報85巻10号(2013年)63頁以下。

15) 淡路剛久「福島原発事故の損害賠償法理をどう考えるか」環境と公害43巻2号(2013年)2頁以下。

権、身体的・精神的な人格権——そこには身体権に接続した平穩生活権も含まれる——および財産権を包摂した『包括的生活利益としての平穩生活権』が侵害されたケースとして考えることとしたい<sup>16)</sup>としたのである。

この淡路の「包括的生活利益としての平穩生活権」概念は、原発事故被害の特性とその全体像を把握する上で極めて有用なものとして、多くの訴訟において弁護団の受け入れるところとなった<sup>17)</sup>。筆者もこの淡路の考え方に全面的に賛意を表し、従前の被害の三層構造論を「包括的生活利益としての平穩生活権」概念の内部構造を示すものとして位置づけた<sup>18)</sup>。

---

16) 淡路剛久『『包括的生活利益としての平穩生活権』の侵害と損害』法律時報86巻4号(2014年)101頁。

17) 大塚直「平穩生活権概念の展開」環境法研究8号(2018年)3頁は、「原発損害賠償訴訟の原告側を支援する学者グループにおいては、当初は、本件事故の損害論を『身体権に接続した平穩生活権』侵害のケースとしていたが、後に『包括的生活利益としての平穩生活権』侵害のケースとされ、その中に財産侵害を包摂するように立場を変えられたようである。そこには……潮見佳男教授の見解が関係しているようである」と述べている。しかし、(潮見の考え方は後に検討するが)「包括的生活利益としての平穩生活権」論は淡路の提唱になるものであり、淡路がこのような理論を打ち出した背景には、早稲田大学が行った浪江町の調査(そこでは、「被害に対する補償を考える際も、安易に被害を分類(カテゴライズ)し個別の被害の積み上げ補遺式で補償内容を算定することは適切とは思わず、被害は総体として、『あるがまま』に把握するアプローチをとることが正しい」とされている)や原賠研等での原告弁護団との意見交換があったものと思われる。

18) 拙稿「原発事故被害と人権」法律時報臨時増刊『改憲を問う 民主主義法学からの視座』(日本評論社、2014年)206頁。そこでは、「中心には生命・健康に関する権利・法益があり、その周辺に、生物的・社会的な生存を支える諸条件に関する権利・法益がある。そして、その外には、平穩な生活を営む権利・法益が、そして、それらを広く取り巻くものとして良好な環境を享受する権利・利益があり、本件事故は、これらの多層的な権利や法益に対する深刻な侵害となったのである」とした。

この三層構造論に対しては、「生命身体という最も個人的な法益から出発しながら、人の属するコミュニティまでその枠組みの中に取り込むことができるのか」、「包括的平穩生活権という概念の外延をどのように定義するのが注目されるが、ある程度明確な定義を与えておかないと、慰謝料において総合考慮するという考え方と同義になってしまう可能性がある」との指摘がある(金丸義衛「民法学の歩み」法律時報94巻13号(2022年)243頁)。前者について言えば、「生命身体＝個人的な法益、コミュニティ＝公共的利益」という二分論ではなく、「生命身体という核心的利益がコミュニティによって支えられている」「コミュニティにおいて公的利益と私的利益の交錯が見られる」というのが筆者の立場である。後者の指摘はもっともであり、三層構造、とりわけ三層目の生活利益の内実を明確にして

潮見佳男は、淡路らの「包括的生活利益としての平穩生活権」の主張を次のように評価している。「福島原発事故の特質を踏まえたとき、基礎に据えられるべきは、従前の損害把握とは本質的に異なる視点、すなわち、包括的生活利益としての損害の把握である」<sup>19)</sup>。その上で潮見は次のように言う<sup>20)</sup>。「一連の原発賠償訴訟から不法行為法理論が得たことの第一は、権利・法益概念の広がりである。ここでは、『包括的生活利益』の保護が権利・法益のレベルで論じられたことも重要である」、「この『包括的生活利益』は平穩生活権と結び付けられて捉えられている点が重要である」。しかもその平穩生活権は「これまでの民法学が視野に入れていた平穩生活権からの質的な転換がみられる。すなわち、平穩生活権は、従来は、主として生命・身体・健康への危険からの主体の保護という観点から捉えられてきた。これに対して、原発被害における平穩生活権は、もちろん生命・身体・健康の危険からの主体の保護という文脈で捉えられるものもあるものの、それを超えて、みずからの生活に対する自己決定権(ライフスタイルについての自己決定権)としての人格権の発現形態として捉えられうる点に、その特徴を有している」。

潮見はここで、「包括的生活利益としての平穩生活権」を「みずからの生活に対する自己決定権(ライフスタイルについての自己決定権)としての人格権の発現形態」としているが、それは、精神的な権利・利益に限定されるものではない。潮見は、この権利は憲法13条に基礎をおくものであると同時に憲法25条の生存権の側面を有するものであり、福島原発事故による被害事例では、「① 将来において、従前の地域コミュニティで生活するという自己決定権の侵害、② 自らの生活に関して、本来であれば意図しなかった決定を強いられたことによる自己決定権の侵害、③ 従前の生活領域から

---

いく作業が必要である。

19) 潮見佳男「福島原発賠償に関する中間指針等を踏まえた損害賠償法理の構築」淡路他編『福島原発事故賠償の研究』(前掲注2)) 107頁。

20) 潮見佳男「原子力損害賠償の現状と課題」環境と公害49巻3号(2020年) 3頁以下。

の避難を余儀なくされた後、避難先での新たな地域コミュニティにおいて形成した生活関係を将来において維持していくことへの自己決定権の侵害などの諸相を見ることができるとする<sup>21)</sup>。

潮見と同じく、「包括的生活利益としての平穏生活権」を積極的に位置づけ、それが、幅広い法益を含むものであることの意義を明らかにするのが、長野史寛である<sup>22)</sup>。長野によれば、原発事故をめぐる議論における「包括的生活利益」と言われる権利は、「地域において平穏な日常生活をおくることのできる生活利益そのもの」を、有形・無形の利益を問わず包括的に保護対象とする権利である。それは、「自らの生活のあり方に関する自己決定権の要素を含むが、それに尽きるものではなく、そのような自己決定によって定めた生活の本拠とそこにおける生活の諸条件から諸々の生活上の利益を享受できるという点にその核心がある。これは、従来『平穏生活権』として語られてきたものとは異なる。従来の平穏生活権……では、原発事故によって避難を余儀なくされた被害者が避難先で日常生活を阻害されるといった、生活上の有形・無形の不利益を捉えることはできない。まさにこうした生活利益を包括的に保護の対象とすべきではないかという問題意識から誕生したのが……『包括的平穏生活権』であり、その意味でそこでは『質的な転換』が起きている」。「我々の日々の生活上の諸利益が包括的に保護に値するとの理解には、憲法一三条や二五条の趣旨に照らしても説得力がある。今後は、この意味での『平穏生活権』を、生命・身体・健康に対する権利に並ぶ独自の人格的権利として承認し……発展させていくのが適切と考えられる」。

これらの、包括的生活利益としての平穏生活権概念を肯定的に評価する学説に対し、それに消極的な評価を加えるのが大塚直である。大塚説の特

---

21) 潮見佳男「損害算定の考え方」淡路監修『原発事故被害回復の法と政策』(前掲注2)) 51頁。

22) 長野史寛「福島原発事故と不法行為責任内容論(損害論)」法学論叢188巻4・5・6号(2021年) 433頁以下。

徴は、「強制的避難者」と「自主的避難者」（「滞在者」を含む）における被侵害権利・法益を異なるものとして整理するところにある。大塚は、以下のように述べる<sup>23)</sup>。「避難指示区域からの避難者は、強制的に避難させられたのだから、わざわざ平穏生活権侵害という必要はな」く、これに対し、「自主的避難者」については、健康リスクに対する不安が権利侵害の出発点であり、ここでは平穏生活権（「健康リスク型平穏生活権」）侵害の有無が問題になる<sup>24)</sup>。ただし大塚は、「自主的避難者」の被侵害法益をこのように「健康リスク型平穏生活権」ととらえるが、それを「自己決定権」や「居住地決定権」に解消してしまうことについて、「①賠償額が低額になるおそれがある、②（選択のような形式的な権利侵害に着目するだけでは）被害の実体が捉えられない可能性がある」とし<sup>25)</sup>、「包摂的な生活利益」=生活基盤が侵害され「包摂的な損害」が（自主避難者や滞在者にも）生じていることは否定しない。大塚によれば、「強制的避難者」と「自主的避難者」は被侵害権利・法益において異なる（前者は通常の権利侵害（人格権侵害／財産権侵害）としての生活利益侵害、後者は平穏生活権侵害に基づく生活利益侵害）が、発生した損害は「生活基盤損害等（包括的損害等）」という点では同じである<sup>26)</sup>。集団訴訟における原告の主張する包括的利益としての平穏生活権については、むしろ生活基盤が根底から覆された福島事故の特質を踏まえて、個々の権利利益侵害としては捉えきれない利益を把握する趣旨で主張された点を重視すべきであり、「これについては、包摂的な生活利益侵害（生活基盤侵害）に基づく包摂的な損害として扱えばよく」、これには、「元来の平穏生活権が有する主観的な性格を有しないものも多く含まれているため（概念の問題と

23) 大塚直「福島原発訴訟判決における権利侵害・過失及びリスク論について」法律時報93巻3号(2021年)12頁。大塚説については、「平穏生活権概念の展開」環境法研究8号(2018年)1頁以下、「平穏生活権と権利法益侵害・損害論」論究ジュリスト30号(2019年)106頁以下も参照。

24) 大塚・環境法研究8号35頁以下。

25) 大塚・論究ジュリスト30号111頁。

26) 大塚・論究ジュリスト30号112頁。

しては)特に平穩生活権という必要性は乏しい<sup>27)</sup>、「概念の混乱を招く恐れがあること、換言すれば、この概念の順当な発展を阻害することについて危惧されないではない」とする<sup>28)</sup>。

さらに、大塚は、「損害額は、損害論において判断すればよく、(いわば抽象的な)権利法益侵害だけから(その価値の賠償という形で)額が算定されるものではなく、また、算定されるのは必ずしも適当でないのではないか。特に、福島原発訴訟の裁判例においては……ランク付けに適さないため、損害項目は残されることになったが、原告の損害が項目ごとにはばらばらになるときに、包括的生活利益としての平穩生活権侵害を認め、その救済としての原状回復を強調し、損害論と直結させることはどの程度有用なのか。損害額の検討は損害論で行うべきことであり、(権利法益侵害として)包括的生活利益侵害としての平穩生活権が侵害されたというだけで、損害(額)が直ちに導出されるようなものではないのではないかとする<sup>29)</sup>。

このような大塚説に対して、若林三奈は、「避難指示それ自体は、不法行為の起点ではなく、避難指示の有無で被害法益に差異があるかは疑問である」とし<sup>30)</sup>、長野史寛は、「派生的損害とされるころの生活利益の侵害は、それ自体で独立の権利侵害と捉えるに足りる実質を備えており(したがって、別の権利の侵害が先行することを要せず、その侵害それ自体で不法行為が成立する)、かつ(原発事故の被災者のように)まさにその点に被害の核心がある場合がある」とする<sup>31)</sup>。

私見を述べるならば、まず、大塚が、「自主的避難者」「滞在者」を含め

---

27) 大塚・環境法研究8号39頁。

28) 大塚・論究ジュリスト30号108頁。ただし、大塚は、これを「広義の平穩生活権」と呼ぶことまでは否定していない(環境法研究8号論文45頁)。

29) 大塚直「不法行為法における権利論の展開と限界(序説)」岡本裕樹他編『民法学の継承と展開』(有斐閣、2021年)704頁。

30) 若林三奈「ふるさと喪失損害の意義」和田真一他編『現代市民社会における法の役割』(日本評論社、2020年)62頁。

31) 長野・前掲注22)435頁。

て、包括的生活基盤等の「包括的損害」が発生しているとする<sup>32)</sup>は重要であり、この点をまず確認したい。また、大塚が言うように、福島原発事故賠償において提唱された包括的平穏生活権は、従前の平穏生活権と異なる面を持っていることも確かである。しかし、政府指示による避難と自主避難の区別は、若林のいうように、あくまで避難という行動の契機の違いであって、そこから発生した被侵害権利にそのような質的な差があるのだろうか。「自主的避難者」とされる者も、事故と放射線被ばくへの恐れから避難を強いられたものである。したがって、政府指示によるものであれ、「自主的避難」であれ、避難を強いられたことにより包括的な生活基盤から切り離され、避難にともなう様々な苦難を被ったのであるから、そこでの被侵害法益に差はないと考えるべきではないのか。

また、大塚のように「自主的避難」における被侵害権利・法益を従前の平穏生活権概念で語ってしまうことは、それに対する賠償はあくまで身体・健康が害されるかもしれないという不安に対する慰謝料であって、強制避難によって発生した様々な経済的、生活利益、あるいは財産的利益を含む包括的な被害とは異なるものであると理解されてしまう恐れはないのであろうか。そして、このことは(大塚の意図するところではないかもしれないが)、結果として、原賠償が行った、強制避難に対する賠償指針と自主的避難等対象区域に対する賠償指針の極めて大きな格差を理論的に正当化あるいは合理化するものになってしまうことにつながる恐れはないのか。また、強制避難者についても、そこにおいては、やはり放射線被ばくに対する不安が様々な被害の起点をなしているという点で、それを平穏生活権と呼ぶことに、筆者としては特段の違和感はない。むしろ、福島原発問題において、新しい第3の種類の平穏生活権概念が生成したと考えて、それを理論的に位置づけて検討していくことが取るべき態度ではないか。

なお、大塚の、「包括的利益侵害としての平穏生活権が侵害されたという

---

32) 大塚・環境法研究論文39頁の記述や論究ジュリスト112頁の表参照。

だけで、損害(額)が直ちに導出されるようなものではない」という指摘に関して言えば、これはその通りであり、権利利益の包括性を言うだけで賠償額の増加に直結するものでなく、そこには、損害評価という作業が存在する。しかし、福島原発事故で生じた被害の特質(その多様性と広範性、さらにまた、様々な被害が相互に絡み合って被害者にのしかかっていること)からみて、包括的な権利を観念することは、多様な被害とその相互の絡まりを取りこぼさないためには必要なのではないか。また、損害評価の際、原状回復の理念を重視することが必要であり、「包括的生活利益としての平穩生活権」には被害者の事故前の生活があるがままにとらえて、その回復を図るという理念が内在しているのではないか。

それでは、このように被侵害権利・法益を捉えるとして、そのような被害を損害賠償額としてどのように算定し、どのように請求するか(「権利論と損害論の接続」の仕方)。筆者はこの点に関して、公害訴訟における包括請求の考え方が手がかりになるのではないかとすることを主張した<sup>33)</sup>。これは、包括請求方式には、その基礎に損害を総体的全体的包括的に捉えるという損害論があり、それが原発被害の救済にとって非常に重要な意味を持つと考えたからである。加えて従来の公害における包括請求論は、原状回復の理念と結びついて主張されてきたが、この点も原発被害の救済にとっては重要な意味があると考えた。しかし同時に筆者は、包括的に損害を把握する包括請求方式を評価するとしても、すべての損害を包括して評価し、かつそれをいわゆる包括慰謝料として請求すると言う点については限界があると考えていた。なぜなら、原発被害においては、住宅損害、休業損害、その他の財産的な損害等々、それ自体個別の損害項目として取り出して算定し請求すべきものが多く存在するからである。したがって筆者は先に紹介した秋元などの考え方と同様に、個別の取り出しが可能であり算定できるものについては個別の損害額を項目として請求する。その場合、その処

---

33) 拙稿「原発事故被害の完全救済をめざして——「包括請求論」をてがかりに」『馬奈木昭雄弁護士古希記念』(花伝社、2012年)87頁以下。

理を容易にするため、抽象的な損害計算の方法を使う。そしてそれによってカバーしきれない多様な生活、あるいは人格的な被害については、これを包括的な慰謝料として請求するという、2段階の算定・請求が適切ではないかと考えた。そしてまた筆者の理解によれば、公害における包括的損害論はそのような個別化を拒絶するものではなく、そのような個別化と両立し得るものである。この点は、スモン事件やカネミ油症事件において、原告側の弁護士が、包括的な損害把握をしながら、それらをいくつかの項目に分けて算定し請求するという方法を模索していた<sup>34)</sup> ことから明らかである<sup>35)</sup>。

このように考えた場合、福島原発事故における損害の項目としては、避難に伴う様々な費用や精神的な被害、休業損害などの財産的損害項目、不動産その他の財物損害項目、あるいは営業上の損害項目などがあがってくるが、最も重要な、そして、原発事故に特徴的な損害項目として訴訟を通じた議論の中で浮かび上がってきたものが、「ふるさと喪失損害」である。

### 3. ふるさと喪失損害

#### (1) ふるさと喪失損害とは何か？

本件に特有の損害として「ふるさと喪失損害」というべき損害があることを指摘し、その内容や構造を分析したのが経済学の除本である。除本によれば、「地域レベルでみた『ふるさとの喪失』とは、原発避難により『自

---

34) カネミ油症事件について、馬奈木昭雄「カネミ油症事件における損害論」法律時報49巻5号(1977年)45頁以下、スモン事件について、鳥毛美範「スモン被害者救済の法理(損害論)」法の科学8号(1980年)85頁以下。

35) 公害等で主張された包括請求論は損害賠償の算定ないし請求方式(包括請求方式)として主張されてきているが、請求方式の問題とは別に、損害把握(損害論)のレベルでの意義があること、包括的な損害把握が論理必然的に包括請求方式(包括慰謝料方式)に結びつくわけではないことは、夙に指摘してきたところである(拙著『政策形成訴訟における理論と実務』(日本評論社、2021年)116頁、他)。

治の単位』としての地域が回復困難な被害を受け、そこでとりむすばれて  
いた住民・団体・企業などの社会関係（いわゆるコミュニティはその一部）、お  
よび、それを通じて人びとが行なってきた活動の蓄積と成果が失われるこ  
とである。「避難者からみた『ふるさとの喪失』は、避難元の地域にあつ  
た生産・生活の諸条件を失ったことを意味する。「ふるさとの喪失」被害  
の回復措置を考える場合、「まず、出発点である地域レベルの被害の回復が  
必要である」。「地域レベルでの原状回復が困難だとすると、個別の避難者  
に『ふるさとの喪失』被害が生じることになる。その一部は、金銭による  
填補が可能である」が、「金銭賠償による回復が困難な（不可逆的で代替不能  
な）被害も多い」。「ただしこれは、金銭賠償が不可能だとか無意味だとい  
うことではなく、『無形の損害』として賠償することが考えられる」。

除本がここで、ふるさと喪失損害を、地域を構成する「自然環境、経済、  
文化（社会・政治）」とその一体性の侵害として、単に精神的な被害に限定  
されないものと考えていることに留意したい。

ふるさと喪失損害に対する慰謝料については、避難による生活阻害慰謝  
料（避難慰謝料）との区別があいまいであり、被害事実の二重評価がなされ  
ているとの批判が（特に、被告側から）なされている。ふるさと損害と避難  
による日常生活阻害損害の区別について、従前、筆者は経済学の概念を使  
い、それは事故前にあった「ふるさと」という利益が失われたこと（経済  
学的に言うところの「損失（Loss）」）であり、事故によって新たに生じた損害（例え  
ば、避難にともなう財産的・精神的損害、経済学的に言うところの「出費ないし負担（Expense）」）  
とは区別されるべきと説明したことがある<sup>36)</sup>。これについて長野は、問題  
となっている被害は包括的生活利益としての平穩生活権であり、それをこ  
のように明確に区別することはできないと批判する<sup>37)</sup>。また若林も、「ふる  
さと剥奪による精神的損害も、避難慰謝料の対象とする精神的損害も、い  
ずれも『包括的生活利益平穩生活権』侵害（従前の生活の破壊／包括的生活基

36) 拙著・前掲注35) 181頁（初出は2018年）。

37) 長野史寛「福島原発事故と損害論（責任内容論）」法律時報93巻3号（2021年）20頁。

盤の毀損)の結果生じていることに違いはない。それゆえに、ここでは経済的利益とは異なり、出費か損失かを明確に区別することには困難が伴う<sup>38)</sup>とする。

確かに、両者には重なり合う部分が多く、それをこのように概念的に区別することができるかどうかは問題かもしれない。しかし、現実問題として、日常生活阻害被害に対し、いわゆる避難慰謝料が支払われており、それでは補償されないふるさと喪失に関わる被害が残されているという状況の下では、両者を区別し、ふるさと喪失損害を別の項目として取り出して、それに対して賠償を求めるということは意味のないことではない。両者の概念的な区別を批判する長野も、「避難慰謝料と故郷喪失慰謝料との間に、賠償の対象となる不利益の内容において本質的な違いはないと考えられる。しかし、これは、両者を区別すべき理由が全く存在しないことを意味しない」、「避難慰謝料と故郷喪失慰謝料はその本質において異ならないにもかかわらず、なお賠償額の算定上はこれを区別して扱うべき合理性があると考えられる」として、避難慰謝料とふるさと喪失慰謝料を相対的に区別して算定し請求すること自体は否定していない<sup>39)</sup>。また若林も、司法上、入通院にともなう慰謝料と後遺障害慰謝料を区別することが承認されていることから、本件についても、「避難慰謝料が基礎とする損害事実も、日常生活阻害・見通し不安にとどまらない……損害評価が必要である」が、「避難が長期化することによって、従前の地域におけるコミュニティの解体・変容や自然環境からの切り離しが不可逆的に確定され、避難先で新たな生活基盤を築いたとしても、あるいは避難元に帰還したとしても、回復しえない従前の包括的生活利益については、別途、その剥奪・毀損が『固定した』

---

38) 若林三奈「ふるさと喪失損害の意義」和田他編『現代市民社会における法の役割』(日本評論社、2020年)61頁。若林は、身体侵害の場合に、事故による傷害による財産的損害や身体侵害による苦痛等を「出費/負担」とする一方、従前の身体的能力等の毀損による損害は「損失」として両者を完全に切り離して考えることの難しさと似ているとする。

39) 長野・前掲注37) 19頁以下。

と擬制し得る時点で、将来にわたる永続的な包括的生活利益の喪失・変容による有形・無形の損害が、たとえば『ふるさと喪失損害』として賠償されるべきであろう」としている<sup>40)</sup>。

## (2) 各判決における「ふるさと喪失損害」

### ① 避難者訴訟控訴審判決 (仙台高判令2・3・12LEX/DB25565316)

仙台高裁は、帰還困難区域について「故郷の喪失による慰謝料」600万円、居住制限区域又は避難指示解除準備区域について「故郷の変容による慰謝料」100万円、緊急時避難準備区域について「故郷の変容による慰謝料」50万円を認めた。

判決は、「避難を余儀なくされた慰謝料や避難生活の継続による慰謝料を算定しただけでは評価し尽くされない損害について、むしろ地域社会全体が突然避難を余儀なくされて容易に帰還できず、仮に帰還できたとしても、地域社会が大きく変容してしまったという本件の被害の実態に即した損害の評価の在り方として適切である。この観点から、当裁判所は、避難前の故郷における生活の破壊・喪失による精神的損害の慰謝料として、避難を余儀なくされた慰謝料とは別に、故郷の喪失又は変容による有形、無形の損害ないし精神的苦痛を評価し、故郷の喪失又は変容による慰謝料を算定することとする」と述べている。

### ② 愛媛訴訟控訴審判決 (高松高判令3・9・29LEX/DB25591107)

高松高裁は、「旧避難指示解除準備区域の現状は、避難指示自体は解除されたものの……現時点でもなお社会インフラが本件事故前の状態までは復帰しておらず、復帰率も上がっていない状況にある。そうすると、上記住民にとっては、避難の開始を余儀なくされたこと、また、その避難を……長期間にわたって続けざるを得なくなったことによる精神的苦痛・損害の

---

40) 若林・前掲注38) 62頁以下。

発生にとどまらず、さらに、第1審原告らが主張する『故郷』(その地域にある生活の本拠(住居)を中心として、家庭、学校、職場をはじめとする地域社会との関わり、地域における自然環境を利用して農業等の生業を営み、地域とのかかわりにおいて生活の糧を取得するなどのために存在する人的、物的基盤)も相当程度に喪失したものと見える」として、旧避難指示解除準備区域からの避難者について、「故郷喪失慰謝料」100万円を認めた。

③ 生業訴訟控訴審判決(仙台高判令2・9・30LEX/DB25571153)

本件において、原告は、当初の段階で、全員につき、「放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活をする権利」侵害として月5万円の慰謝料を請求し、40名については、これとは別に2000万円の「ふるさと喪失慰謝料」を請求していたが、その後、被侵害法益論について、より広い生活領域における生活破壊を含むものとして考えるべきという整理(修正)を行った。そのため、被侵害法益と慰謝料の算定・請求方法の間にギャップが生じることになった。これについて、控訴審は、一審原告らの主張する「生存と人格形成の基盤」の破壊・毀損(生存と人格形成の基盤の法益が破壊ないし損傷を受けたこと)による損害を「ふるさと喪失」損害と呼称することとし、帰還困難区域等について600万円、旧居住制限区域について150万円、旧避難指示解除準備区域について100万円の慰謝料を認めた。

④ 山木屋訴訟控訴審判決(仙台高判令6・2・14LEX/DB25598797)

一審の福島地裁いわき支部判決(令3・2・9LEX/DB25569539)は、故郷喪失慰謝料について、単なる主観の問題に過ぎないとする東電の主張を退け、「中間指針における避難慰謝料……のみでは、これだけの被害を地域社会にもたらした本件事故の被害の把握として不十分な点は否めず、中間指針が十分に考慮しなかった法的利益を埋める上でも、人格的利益の一種である地域生活利益の侵害に対する慰謝料、すなわち原告らが『故郷剥奪慰謝料』

と呼ぶものの慰謝料を肯定すべきである」とした。

そして後述の原賠審第5次追補策定後の控訴審判決は、「指針が示す損害額はあくまでも目安であって賠償の上限を示すものでも慰謝料額の算定における裁判所の裁量を拘束するものでもない」とし、山木屋地区における生活基盤の毀損の程度がどのようなものであるかについて検討し、故郷喪失慰謝料として330万円（この額は、第5次追補の250万円を超える）を認容した。

### (3) 原賠審・第5次追補における「生活基盤喪失（変容）慰謝料」

原賠審は、2022年3月に最高裁が、仙台・東京・高松各高裁において東電に指針を超える賠償を認めた7つの判決に対する東電の上告の不受理を決定し、それらを確定させたことを受けて、2022年4月27日の第56回審査会から指針「見直し」に向けた議論を開始した。原賠審は、「見直し」にあたって、関連する判決やADRの事例などを精査するために5名の専門委員（青野洋士（元裁判官）、大塚直（早稲田大学教授・元原賠審会長代理）、日下部真治（弁護士）、末石倫大（弁護士）、米村滋人（東京大学教授）であり、座長は大塚）を委嘱し、専門委員の検討結果に基づいて審議が進められ、2022年12月20日の第63回審査会で第5次追補を決定した<sup>41)</sup>。

第5次追補では、「生活基盤喪失慰謝料」として帰還困難区域に700万円、「生活基盤変容慰謝料」として居住制限区域・避難指示準備区域に250万円、緊急時避難準備区域に50万円の指針が策定された。指針によれば、「『生活基盤』とは、被害者にとっての本件事故前の生活の基盤を指し、人的関係や自然環境なども包摂する経済的・社会的・文化的・自然的環境全般を意味するものであり、ハード面のインフラに尽きるものではない。……一部の判決が認定する『故郷の喪失又は変容』におけるいわゆる『故郷』は、前記の生活基盤と同義であるか、あるいは、その生活基盤を被害者の側から捉え直したものであると考えられる」とされている。この点で、被害者ら

---

41) 第5次追補の策定をめぐる議論について詳しくは、拙著『損害賠償訴訟における理論と実務』（日本評論社、2025年）164頁以下参照。

の訴え、それを受け止めてこの問題に取り組んできた研究者と実務家の営為が生み出した新しい損害概念が、原賠審に(事実上)受け入れられたと言えるのではないか<sup>42)</sup>。

なお、第58回審査会では、専門委員の中間報告を受けて、「伝統的見解」と各判決が認めているふるさと喪失といった新しい慰謝料項目との関係について意見がかわされたが、この点につき、専門委員からは、「伝統的見解」とは、交通事故を念頭に置いたものだが、本件がこれと同じで良いのかは検討を要する(大塚)、本件において「伝統的見解」と異なるという点はあまり考慮する必要がない(米村)、伝統的な考え方に無理に当てはめる必要はないのではないか(日下部)といった発言があり、他方で、弁護士である古笛恵子原賠審委員からは、従来の損害算定論からの乖離が大きいと国民の理解が得にくいのではないかと指摘もなされたが、議論の結果、結局、第5次追補では、「基本的考え方」として、「損害の範囲につき、一般の不法行為に基づく損害賠償請求権における損害の範囲と特別に異なって解する理由はないことを改めて確認する。しかしながら、東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故の内容、深刻さ、周辺に及ぼした被害の規模、範囲、期間等は前例なきものであった。そこで、この度の中間指針第五次追補においては、上記で述べた経緯を踏まえ、本件事故に特有の事情を十分に考慮し」とされた。「一般の不法行為に基づく損害賠償請求権における損害の範囲と特別に異なるものではないことを強調し、その上で、「しかしながら……」として、本件被害の「前例なき」特殊性から「特有の事情を十分に考慮し」て、これらの精神的損害に対する慰謝料を認めるとしたのである。この点では、事故直後に、手がかかりとなる裁判例等がない中で「伝統的見解」を修正することに慎重であった段階と、様々な調査によって明らかとなってきた事故の実態と、ADR実務や訴訟を踏まえて

---

42) ただし、それによって認められた賠償額が被害の救済に十分なものであったかどうかは別の問題である。第5次追補は、喪失と変容を截然と区別し、それを政府指示による区域に割り付け、しかも、それぞれの金額に大きな差を設けている。

行われた第5次追補策定時の議論の違い(深まり)に注目したい。

#### (4) ふるさと喪失損害の算定のあり方

(2)(3)で検討した各判決も原賠審も、「ふるさと喪失(変容)損害」を精神的損害と理解し、それに対する賠償を慰謝料として性格づけている。しかし、除本が明らかにしたように、本来、ふるさと喪失損害は、単に精神的な被害だけではなく、生活あるいは地域における様々な活動の基盤の侵害であり財産的なものを含むものであった。それを慰謝料請求として理解することに問題はないのか。筆者は、以前、この点に関して、大要、以下のような指摘をした<sup>43)</sup>。すなわち、判例・通説によれば、慰謝料は被害者に生じた精神的損害を填補するものであり、その額は精神的損害の大きさによって決まるが、填補されるべき精神的損害は、その性質上、金銭による評価が困難ないし不可能なものであるため、実際には、裁判官が口頭弁論に現れた諸般の事情を斟酌して裁量によりその額を定めるとされる。このように、慰謝料算定が裁判官の裁量だとされることには、メリット(柔軟な判断が可能、主張立証負担の軽減)とデメリット(算定が一種のブラックボックス化すること)がある。加えて、「ふるさと喪失損害」を精神的損害だとして(狭義の)慰謝料として請求した場合、それが、「ふるさと」に対するノスタルジイという主観的な心情だと矮小化され、(わずかの慰謝料は認められるとしても)十分な補償を損害賠償という方法で実現させることにつながらないのではないのか。

この点に関し筆者は、この事故によって住民らのコミュニティないしそれを支える諸利益の総体としての「ふるさと」が全面的ないし部分的に侵害されたこと、そして、これらのうち、土地・家屋のように金銭賠償で回復可能な損害と景観等の公共財、社会関係(コミュニティ)のように、金銭賠償では回復が困難なものがあり、前者は当該財物の再取得を可能とする

---

43) 拙著・前掲注35) 172頁以下(初出は2018年)。

賠償を保障し、また、後者は、地域レベルでの政策的な回復措置を実施するなどして、回復をはかるべきであり、ふるさと喪失損害が、(政策的・制度的措置ではなく)損害賠償訴訟において、そしてその中でも、住宅等の財物損害とは別の損害項目として問題となる場合は、この総体としての「ふるさと」から、地域的回復措置で回復できず、また、住居に関する賠償のように、個別利益の賠償では補填されない損失の総体であるということになろうと述べた。そして筆者は、そのようなものとしてのふるさと喪失損害に対する賠償額を算定する場合、これまで公害・薬害訴訟等でとられてきた、いわゆる「包括慰謝料」という考え方を、(損害全体ではなく、ふるさと喪失損害の部分において限定的に)活用することではないかと述べた。すなわち、発生した被害を包括的に総体として把握し、それぞれについて制度的・政策的措置、金評価が不可能ないし比較的容易な損害に対する賠償を別途算定し、それでは救済されない損害(精神的損害だけではなく有形無形の多様な、そして、個別的な算定が困難な財産的損害を含む)をふるさと喪失損害としてとらえ、ここの部分で、従来の公害等において「包括慰謝料」として認められてきた損害額算定の考え方<sup>44)</sup>を生かすという方法が、より、自覚的に追求されて良いのではないかとしたのである。

このような考え方は、一部の弁護士が主張するところでもあった。例えば、避難者訴訟において原告は、ふるさと喪失損害に対する賠償を(別の項目を立てて)請求しているが、同訴訟の原告最終準備書面は、「そこには豊かな自然環境があり、経済、文化(社会・政治)が形成されていた。そして、そこで営まれていた地域社会(コミュニティ)では、多様な生活空間の機能(地域生活利益としての諸機能)が発揮されており、これらの諸要素は一

---

44) 包括慰謝料が財産的被害をも含むものであることは、公害訴訟の中で確認されてきている。例えば、西淀川大気汚染公害第一次訴訟判決(大阪地判平3・3・29判時1383・22)は、大気汚染による疾病のように、発症以来長期間継続し、症状の経過も一様ではなく、被害が物心各種多方面にわたっているような場合には、「これらすべての被害を個別に細分しないで、固有の意味の精神的損害に対する慰謝料、休業損害、逸失利益等の財産的損害を含めたものを包括し、これを包括慰謝料として」請求することも許されるとしている。

体となり、複合し合って人々の生活を支えていた。……このような、広範かつ多様な損害の諸要素からなる有形無形の財産的損害と精神的苦痛は、まさに包括損害であり、これらの無数の要素を個別ばらばらに評価して積算することは、およそ不可能である。また、他方でこうした様々な諸要素、生活と生産の諸条件を個別の損害項目として分類・分断して積算することは、こうした要素が相互に関連し、支え合い、絡まり合って機能しているという全体象を、適切に評価することを困難にする。だから、本件において生じた『故郷喪失による損害』は、包括的に把握して一体のものとして評価されなければならない」としている<sup>45)</sup>。渡邊知行は、最近の論稿で、「原発事故の集団訴訟においては、住民らの従来の生活や避難の状況などに応じて、個別的に多様な損害が発生しており、これらの損害について、包括的に請求するのではなく、個別項目を積み上げる方式で損害賠償を請求している。このような事情を考慮すれば、これまでの公害・薬害訴訟のように、すべての損害について包括的に請求するのではなく、地域コミュニティに関する生活基盤の損害のように、地域に居住する住民らに共通する損害に限定して、その地域の状況に応じて包括的に請求することを認め、住民らによる個別的な地域への関わり方の相違に応じて賠償額を調整するのが、公害・薬害訴訟において、被害者らに共通の健康被害に起因する損害について包括請求が認められてきた趣旨に適うものであるといえる」としている<sup>46)</sup>。

---

45) このような避難者訴訟の主張につき、弁護団の中心である米倉は、のちの論稿(注5))において、「本件においては、財産損害(物損)について、居住用の不動産と家財という2つの項目について『再取得価格』による請求を行い、これとは別に避難慰謝料、故郷喪失慰謝料という2つの項目の慰謝料について、それぞれ個別の算定と積算を行っている。このようにして個別損害項目積算方式を維持しつつ、2つの項目の慰謝料について包括的損害把握による損害主張を行うという請求方法をとることにより、被害の実態を適切に評価・算定しつつ、救済水準の不当な低額化を防ぐことを構想し」たと述べている。そして米倉は、そこでは、「ふるさと喪失慰謝料」としての請求は、純粋慰謝料にとどまらず「有形無形の財産的損害」を含めた「部分的な包括慰謝料」という損害類型についての請求を行っているのだとする。

46) 渡邊知行「福島原発事故による生活基盤喪失・変容損害(2・完)」成蹊法学101号(2025年)129頁以下。

長野は、こうした考え方は、「(運動論としてはともかく)」妥当ではない、「包括的損害把握」と区別された「包括請求方式」の問題性はかねてから指摘されてきたところであり、「性質の異なるものをないまぜにすることは法的評価の透明性を損なう」、「財産損害については別途取り出した上で民事訴訟法248条によって処理すれば足りる」とする<sup>47)</sup>。

確かに、取り出せる財産的な損害については、それをふるさと喪失損害から取り出して、民事訴訟法248条などを活用し、抽象的あるいは規範的な損害計算によって算定することはできるし、その方が適切な場合もある。しかし、ふるさと喪失損害の中にはそのように個別の項目として取り出すことができない、あるいは、取り出してしまうことによって、切り離され被害の全体像が見えにくくなる財産的損害、あるいは、様々に絡み合った財産的経済的な損害が存在するとすれば、それをあくまで包括損害として包み込んで「包括慰謝料」として請求することもまたあり得る考え方ではないか<sup>48)</sup>。

**【付記】** 松岡さんとは京大の前田達明先生の大学院の授業でご一緒して以来の付き合いです。松岡さんが立命に赴任され、同僚としていろいろと議論させていただきました。弁護士登録されるとのことですが、健康に留意して活躍されることを祈念します。

---

47) 長野・前掲注37) 20頁。

48) かつて、沢(澤)井裕は、水害に関わって、水害では、①物に対する積極的損害、②物についての利用価値的損害、③人の生命・健康に対する侵害、④人の生活に対する侵害の4つのものが生ずるが、このうち、②は③や④にひっくるめて包括請求することも可能であると述べ、財産的損害を含みこんだ(しかし、①の物に対する積極的損害とは区別した)包括請求の可能性を肯定している(「災害における損害論」法律時報臨時増刊『現代と災害』(1977年)113頁以下)。